○国土交通省告示第三百四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地

二　変更する年月日

平成二十八年二月十五日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

新橋事務所　東京都港区新橋五丁目二十番四号

○国土交通省告示第三百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年二月一日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第1号	ECOMARINE	EU−100、EU−200、EU−250、EU−350、EU−500、EU−600、EU−750、EU−850、EU−1000	住友電気工業株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号

○東北地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区八幡七丁目二三番八二地内	前	一七・六メートル	〇・〇五四キロメートル
	後	二二・二メートル	〇・〇五四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○国土交通省告示第三百五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年二月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の名称

一般財団法人住宅金融普及協会

二　住所

東京都文京区関口一丁目二十四番二号

三　代表者氏名

会長　八野　行正

四　登録年月日

平成二十八年二月二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

本部　東京都文京区関口一丁目二十四番二号

○関東地方整備局告示第二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年二月十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

第1　起業者の名称　千葉県

第2　事業の種類　県道船橋行徳線新設工事（千葉県市川市高谷地内から同市妙典五丁目地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　千葉県市川市高谷地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県市川市高谷地内から同市妙典五丁目地内までの延長1,300mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道船橋行徳線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道であることから、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道船橋行徳線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により千葉県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により千葉県が道路管理者であることなどから、起業者である千葉県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、千葉県船橋市海神地先を起点とし、同県市川市行徳地先を終点とする延長約5.7kmの路線である。

本路線が通過する市川市は、県北西部に位置し、都心から20km圏内でもあることから、東京近郊のベッドタウンとして発展し続けている都市である。

本路線は、京葉道路原木インターチェンジや本路線と一体的に利用されている主要地方道市川浦安線を経由することで京葉道路市川インターチェンジへも接続できることから、地域住民による地域内交通に利用されているほか、物流による通過交通にも広く利用されている。

しかしながら本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年千葉県条例第45号）（以下「条例」という。）で定める車道幅員を満たしていない区間が全体の約2割、歩道が設置されていない区間が全体の約6割存在している。また、主要地方道市川浦安線の自動車交通量は、平成22年度道路交通センサスによると、市川市稲荷木地先で24,443台／日であり、混雑度は1.61となっており、交通混雑が発生している。さらに各路線とも交通事故が多発しているため、本地域の主要な幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に新たな道路が整備され、現道及び主要地方道市川浦安線の通過交通等を分担することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通等が確保されることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成20年12月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施し、平成27年2月に照査した結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、高機能舗装等の設置により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。